



JCBA・JVCEA 暗号資産に係る 2025 年度税制改正要望書を政府宛てに提出  
～Web3.0 産業全体の発展を期するべく、暗号資産に関する一連の税制改正を要望～

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（所在地：東京都千代田区、会長：廣末紀之、略称：JCBA、以下当協会）は、税制検討部会（部会長：斎藤 岳）が中心となり、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（会長：小田 玄紀、以下 JVCEA）と共同で、暗号資産に係る 2025 年度税制改正要望書を取りまとめ、7月30日付で政府へ提出しました。

## 要望骨子

### 所得税：所得区分の見直しと分離課税

- 暗号資産の実態を踏まえた税制を構築する観点から、雑所得以外の所得区分がありうることを明らかにすること
- その上で、20%の申告分離課税、損失繰越控除（3年間）を要望
- 暗号資産デリバティブ取引についても同様

### 所得税：寄附

- 一律に現行所得税法40条及び同法施行令87条を適用することをやめる
- 所得税法59条や租税特別措置法40条の適用を含めて、暗号資産による寄附を阻害しない税制とする

### 資産税

- 相続した暗号資産の譲渡による所得を取得費加算の特例対象とする
- 相続財産評価に過去3ヶ月の平均時価の最低額を選択可

### 暗号資産同士の交換

- 暗号資産同士の交換時には課税せず、法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とする

#### ■ 日本における暗号資産、web3.0 税制の課題

暗号資産取引により生じた損益は、譲渡所得に該当せず雑所得（その他雑所得）に区分されることが原則とされていますが、現在において暗号資産は、支払手段以外の様々な用途で利用されており、支払手段としてよりは投資対象としての側面が強い暗号資産も珍しくなく、このような暗号資産について、その性質を一面的に捉えて課税関係を考えることは適切ではなく、少なくとも譲渡所得に区分されることが一律に否定されるべきではないと考えます。その上で、譲渡所得に該当するであろう暗号資産取引について、以下の点を考慮し、申告分離課税を要望いたします。

暗号資産の時価総額及び取引金額は、引き続き世界的に大幅な増加を続けており、国内口座数も着実

な増加傾向にあり、また他の金融商品と同じく有用な決済手段および資産クラスとしての利用が国内外で確立されつつあります。国内上場企業による Web3.0 領域への参入や、IEO による資金調達、NFT を利用したサービスの拡大など、暗号資産を活用することによる多様なユースケースが広がっている上に、米国をはじめ海外では現物ビットコインの ETF が組成されるなど、有価証券としての取り扱いが可能な資産としても広がりを見せています。

一方で、外国において発行された暗号資産 ETF が今後国内において流通したり、国内でも暗号資産を原資産とした ETF が組成された場合に、これらの取引から生じた所得が分離課税の対象とされるのであれば、暗号資産の現物取引も分離課税とされない限り税制上の著しい不均衡が生じます。両者泣き別れの状態は、国内における暗号資産の流動性を著しく低下させることにつながり、これは政府が掲げる Web3 ビジネスの発展という目標を阻害することになる可能性が高いと思料します。

また、暗号資産の利用実態により適合した税制を整備している海外の暗号資産税制と比較した場合、劣後していると言わざるを得ない現行税制は、我が国が築いてきた暗号資産における規制環境の優位性を活かさない事態も生じさせています。

暗号資産を取り巻く様々な環境の変化に対応し、現行の税制度が有する課題を解決するために、暗号資産税制の改正は不可欠であると考えます。暗号資産取引にかかる所得区分の見直しを行うとともに、申告分離課税及び損失繰越制度を導入することによって、利用者による適正かつ積極的な申告を促進し、健全かつ公正な納税環境の整備を実現し、法制度内での整合性・公平性を高め、我が国の海外に対する所得税制上における劣後の状況を一定程度克服することができるものと考えます。また、暗号資産の寄附にかかる税制の整備、及び暗号資産の相続人に対する過大な税負担を解決するための資産税の整備も同様に欠かせないものと考えます。

## 1 - 2 . 2025年度税制改正要望書の骨子：背景

---

### ■ 背景

- 暗号資産市場の拡大・成長（口座数1,000万口座）
- 海外でBTCやETHの現物ETFの組成
- 国内上場企業によるweb3領域への参入、新たな利活用の拡大（IEOを用いた資金調達、NFT、DAO）
- マネーロンダリング等への対応強化及び利用者保護や業界全体の健全化が進展
- web3推進が日本の成長戦略に／日本が web3 時代の中心へ（骨太方針、自民党web3ホワイトペーパー）



**web3市場及び企業の育成や、海外競争力強化のため、暗号資産税制改正は不可欠かつ急務**

## 背景1. 暗号資産の所得区分の見直し・寄附

たな卸資産等を贈与等をした場合に時価で収入を計上することを求める所得税法40条及び同法施行令87条は、準たな卸資産、有価証券で事業所得の基因となるもの及び暗号資産が「たな卸資産」に含まれることを定めている※1

一方で、現状は・・・

暗号資産以外の資産が販売目的で保有しているかの保有目的に限られるが、暗号資産は投資目的や販売以外の業務目的で保有している場合にも、一律に、「たな卸資産」に含める取扱いになっている。

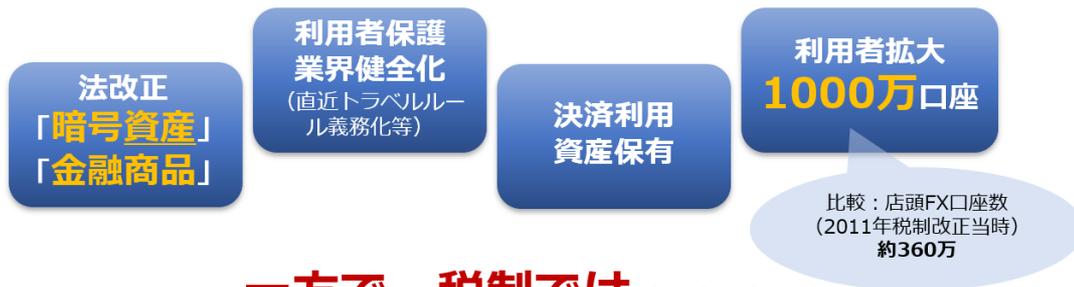


しかしながら、暗号資産の保有目的は多様化しており※2  
現在実態に合わないものになっている

※1ただし「棚卸資産」の定義からは暗号資産が除かれている  
※2売買目的や支払手段・決済手段目的で保有しているものの長期で保有するもの、他人から預かっているもの、ガバナンス目的、売買以外の投資目的、バリデータ業務目的、流動性供給目的等

## 背景2. 制度内の整合性

ETFをはじめ、暗号資産を金融商品に組み込んだ商品が今後普及していくと考えられる



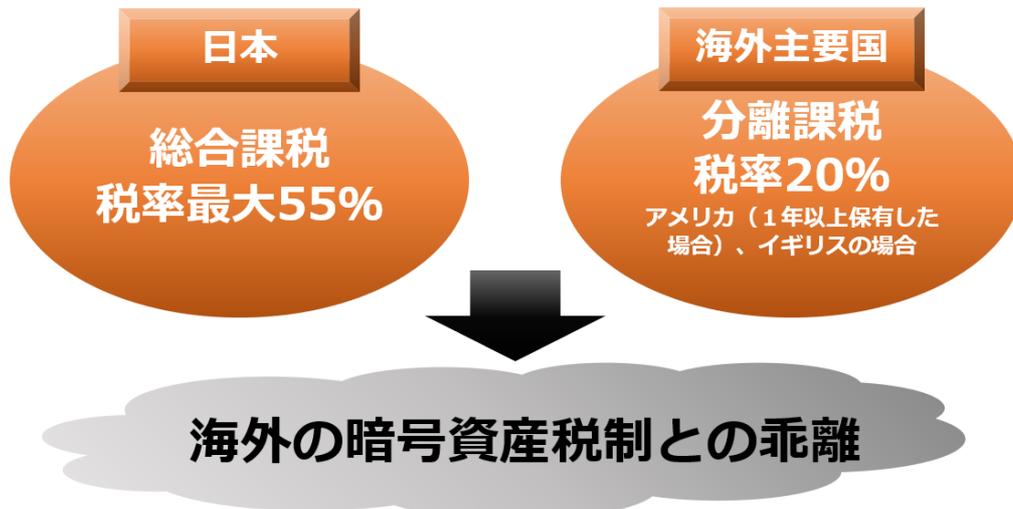
一方で、税制では・・・

暗号資産は総合課税 ↔ 他金融商品は分離課税



他の金融商品税制との整合性が必要

### 背景3. 海外の暗号資産税制との比較



**ブロックチェーン技術などによる経済社会の高度化に向け強い競争力を確保するため、乖離縮小が不可欠**

### 背景4. Web3.0戦略における暗号資産の重要性



- 暗号資産とはWeb3.0での価値移転手段
- 利用拡大により市場は育成、推進を後押し
- Web3.0拡大により更なる利用増加

## 3-2. 寄附について：背景

### ■ 暗号資産の寄附は、他の資産にはないメリットがある

- ①安価で簡易な決済システム、
- ②緊急支援や国境をまたいだ寄附との親和性、
- ③透明性など

特に大規模災害時の緊急支援など迅速かつ効果的に寄附が可能  
(米国：2021年時点で慈善団体への暗号資産寄附の規模が4億ドル)

### ■ 暗号資産を保有している個人や法人が、国、地方公共団体、公益法人やNPO 法人等に対して暗号資産を寄附したい要請が存在

### ■ ただし、暗号資産による寄附には次の課題がある

- 個人が暗号資産を寄附した場合には、その暗号資産の寄附時の時価を収入金額に計上する必要がある（所得税法40条1項1号、所得税法施行令87）。
- 暗号資産に含み益が生じている場合、寄附によってその含み益が課税対象に含まれてしまうことがある。

## このような取扱いによって暗号資産による寄附が阻害されている

### ■資料のダウンロード

1. 2025年度税制改正に関する要望書(PDF)
2. 概要説明資料(PDF)
3. 暗号資産の各国税制比較表(PDF)

<https://cryptocurrency-association.org/policy/20240730-001/>

### ■税制検討部会について

活動内容

日本における暗号資産（仮想通貨）、ブロックチェーン、Web3 ビジネスの健全な成長のため、税制の課題について議論し、税制改正要望等の提言やロビイングを目的に活動しています。

部会のページ：<https://cryptocurrency-association.org/subcommittee/tax/>

部会の運営体制：

部会長	斎藤 岳	株式会社 pafin (株式会社旧クリプトクト)	代表取締役
副部会長	竹ヶ原 圭吾	コインチェック株式会社	常務執行役員 CFO コーポレート本部長
幹事	堀田 昂慈	株式会社 HashPort	取締役 CAO
幹事	神藤 優介	Animoca Brands 株式会社	Head of Finance
法律顧問	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所	パートナー
	下尾 裕	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	外国法共同事業 パートナー
	福井 崇人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	外国法共同事業 パートナー
	泉 絢也	東洋大学 法学部	准教授
	遠藤 努	長島・大野・常松法律事務所	パートナー

## ■協会概要

企業名 : 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会  
(Japan Cryptoasset Business Association) 略称 JCBA  
所在地 : 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 12 階  
代表者 : 会長 廣末 紀之 URL : <https://cryptocurrency-association.org>  
設立 : 2016 年 3 月

事業内容 : 暗号資産、ブロックチェーン上のデジタル資産、Web3 に関連するビジネスについての会員間の知見共有、意見集約、業界課題の解決に向けての論点整理や提言を通じて、ビジネス環境整備・促進、普及啓発活動に取り組んでいます。

- ・分科会等 : 現在 11 部会 税制検討、ICO・IEO、ユースケース、金融、NFT、ステーブルコイン、DeFi、セキュリティ・システムほか、各種タスクフォース、ワーキンググループ等が活動
- ・月次勉強会 : 法規制、税務会計、技術、ビジネス面に関するテーマで開催
- ・提言、要望 : 業界課題の論点整理、政党や監督官庁への提言・要望
- ・外部講演活動 : 講演等による普及啓発、司法当局や消費者センター等への講演及び協力など

## ■会員企業について

正会員 : 33 社 準会員 : 98 社 特別会員 : 4 社 団体会員 : 15 社 計 150 社 (2024 年 7 月時点)  
Web3.0 関連事業者、暗号資産交換業者、ゲーム・エンタメ事業者、システム・セキュリティ関連事業者、法律事務所、会計監査法人、税理士事務所、研究・教育機関、地方自治体など  
会員一覧 : <https://cryptocurrency-association.org/member/>

---

## 【プレスリリースに関するお問い合わせ先（報道機関窓口）】

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA) 事務局  
TEL : 03-3502-3336 E-mail : [pr@cryptocurrency-association.org](mailto:pr@cryptocurrency-association.org)